

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部改正について

教学指導課

1 改正の理由及び内容

教育公務員特例法の改正及び長野県短期大学附属幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則の一部を改正する規則案

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則（平成20年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

第3条第1項第1号中「（園長を含む。以下同じ。）」を削る。

第9条第1項中「第25条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教学指導課

指導力不足等教員に係る認定等に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条第1項</u>に規定する教諭等その他の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員に係る認定その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導力不足等教員の認定に係る申請)</p> <p>第3条 指導力不足等教員の認定に係る申請については、次の各号に掲げる当該申請に係る教員の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に対して行うものとする。</p> <p>(1) 県立学校に勤務する教員 当該教員が勤務する学校の校長又は当該学校の児童等の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指導改善研修)</p> <p>第9条 県教育委員会は、指導力不足等教員に対して、<u>法第25条第1項</u>に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）<u>第25条の2第1項</u>に規定する教諭等その他の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である教員に係る認定その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導力不足等教員の認定に係る申請)</p> <p>第3条 指導力不足等教員の認定に係る申請については、次の各号に掲げる当該申請に係る教員の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「申請者」という。）が、県教育委員会に対して行うものとする。</p> <p>(1) 県立学校に勤務する教員 当該教員が勤務する学校の校長<u>（園長を含む。以下同じ。）</u>又は当該学校の児童等の保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指導改善研修)</p> <p>第9条 県教育委員会は、指導力不足等教員に対して、<u>法第25条の2第1項</u>に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>